

# 衣サイクル研究会会則

## (名称)

第1条 この会は衣サイクル研究会と称する。

## (事務所)

第2条 この会の事務所を、愛媛県松山市内におく。

## (目的)

第3条 この会は、家庭で眠る衣類を燃やさないことでの地球温暖化防止と、市民の市民による市民のための「(仮称)市民活動支援基金」設立を目的とする。

## (事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 衣類の回収事業(Cloth Your 愛「衣類の試験回収」)
2. 環境啓発事業(回収場所での環境啓発ほか)
3. 環境学習事業(学校や地域での講演活動・出前授業)
4. 自治体への「衣類の資源回収」の提案
5. 衣類の売却益を原資とした「基金」の基礎作り事業
6. CSRに基づく地域環境パートナーシップ促進事業(企業と市民団体との協働の促進)
7. 既存の「ポイント事業」から、CSRとしての「エコポイント事業」への提案(対企業)
8. 市民からの「(各種)ポイント」を寄付してもらう「しくみづくり」
9. その他、目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 個人会員 この会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同して入会した、賛助する団体と個人

## (入会)

第5条 第3条の目的に賛同し、この会に入会しようとするものは、代表が別に定める加入申込書により、代表に申し込むこととし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなくてはならない。

## (会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。  
2 既納の入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

## (退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、理由を付した退会届を会長に提出しなければならない。  
2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、除名することができる。ただし除名する場合にはその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を2年以上納入しないとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) 法令等の違反、その他公序良俗に反する行為をしたとき

(機関)

第9条 この会には、次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会

(総会)

第10条 総会は、この会の最高決定機関であり、この会の会員をもって構成する。

2 定例の総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を決議する。ただし、会長が必要と認めるとき及び会員の過半数の請求があるときには、臨時総会を開催する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) 会則の改正
- (4) 役員の変更
- (5) その他会員が必要と認めた事項

(表決権と議決)

第11条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会における議事は、あらかじめ通知したものとする。ただし、議事が緊急を要するものであり、出席した会員の過半数以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 総会の議事は出席した会員および委任状の過半数をもって決議する。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 総会で決議した事項の執行についての事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行についての事項

(役員)

第13条 この会には、次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 監事 2名以内
4. 事務局 1名

(役員を選任)

第14条 役員は総会で選任する。

(会長)

第15条 会長は、この会の運営全般を総括する。

(役員の仕事)

第16条 役員は、役員会を構成し、この会の業務を遂行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計および会務執行状況を監査し、総会等で報告する。

4 事務局は、会長及び副会長を補佐し、会務の総合調整を行い円滑な遂行を図る。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その仕事は満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(解任)

第18条 役員はこの規約等に定めることに違反した場合や心身の故障等で職務の遂行に堪えない場合、総会の議決によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、この会の運営及び活動に必要な事項は役員会で定める。

(附則)

この会則は、平成21年4月22日より施行する。